⑯　11欄の「ヨ」及び「タ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）の合計、「ハ」から「ホ」までの合計欄に記入した床面積、「ヘ」から「ル」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」の合計欄に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の申請区域の面積は、７欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑰～⑲　（略）

⑳　７欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。

４．（略）

第六十五号様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．敷地の番号】～【10．建築面積】　（略）
【11．延べ面積】 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） 【ホ．認定機械室等の部分】 【ヘ．自動車車庫等の部分】～【ル．宅配ボックスの設置部分】　（略） 【ヲ．その他の不算入部分】 【ワ．住宅の部分】～【タ．容積率】　（略）
【12．建築物の数】～【14．備考】　（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑭　（略）

⑮　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉

⑯　11欄の「ワ」及び「カ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の申請区域の面積は、７欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑰～⑲　（略）

⑳　７欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

４．（略）

第六十五号様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．敷地の番号】～【10．建築面積】　（略）
【11．延べ面積】 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） （新設） 【ホ．自動車車庫等の部分】～【ヌ．宅配ボックスの設置部分】　（略） （新設） 【ル．住宅の部分】～【カ．容積率】　（略）
【12．建築物の数】～【14．備考】　（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑭　（略）

⑮　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉